

車いすの貸出について

1. 貸出の目的

高齢者及び障がいをお持ちのみなさまの日常生活の利便を図るため

2. 利用期間(貸出期間)

一ヶ月以内

3. 利用料

一日、一台につき100円。ただし、下記に掲げる団体等につきましては無料です。

4. 利用料が無料となる団体等

- ①社協会員世帯の高齢者及び障がい者 等
- ②社協登録のボランティアグループ活動
- ③社協が支援するふれあい・いきいきサロン活動
- ④自治会活動
- ⑤社協特別会員
- ⑥行政機関

5. 利用方法

器材借用申請書(様式第1号)を記入し、窓口にてお申し込み願います。利用料は貸出の当日にお支払い願います。

6. 注意事項

- (1)利用目的に反したご使用はご遠慮願います。
- (2)利用者の過失による破損の修理費は、利用者にてご負担願います。
- (3)貸出期間は終了した後は、原状に復して速やかにご返却をお願いします。